

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年5月28日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「地域活動推進費補助金の上限引き上げについて」「補助金上限引き上げを取り消しするとともに、地域活動推進費補助金の交付対象になる自治会とは何かを明示する要綱改定の措置を市長が講ずることを求める。」と述べています。

しかし、住民監査請求の対象となるのは、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は職員による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実です。

請求人の主張は、地域活動推進費補助金交付要綱の改正を求めるものであり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。